

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>1. <input checked="" type="checkbox"/> 札説明書（別紙2）「令和6年度不法投棄等実態把握等調査業務請負条件」(1)提出書類において、「① 廃棄物処理法、同法施行令、同法施行規則、行政処分の指針、行政手続法等(以下「廃棄物処理法等」という。)に関する知識を必要とする調査やコンサルタント等の業務を少なくとも3業務以上経験している統括従事者」の実績および資格を証する書類が必要とあるが、この廃棄物処理法等に関する知識を必要とする調査やコンサルタント等の業務は、自治体等が発注する河川ごみ調査、海洋プラスチックごみ削減に向けた実態調査、海岸漂着物等に関する調査も含まれる理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>廃棄物処理法等に関する知識を必要とする調査であれば、自治体等が発注したものでも対象となります。単なるアンケートとりまとめ等の業務は含みません。</p>